

第 6 セクターによる
三股町交流拠点施設整備事業

【設計施工一括契約書】
（案）

三股町交流拠点施設整備事業 設計施工一括契約書（案）

- 1 事業名 三股町交流拠点施設整備事業
- 2 事業場所 三股町大字樺山字五本松 3 2 7 1 - 2
- 3 事業期間 令和 7 年 月 日（議決日）の翌日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
 設 計 期 間：令和 7 年 月 日から令和 年 月 日まで
 施 工 期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 ただし、発注者の指示を受けてから着手すること
 工事監理期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
 契約金額の内訳 設 計 費 円（消費税込み）
 工 事 費 円（消費税込み）
 工事監理費 円（消費税込み）
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用

〔注〕この事業が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地について記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は、応募書類様式 2 - 5 で取り交わした設計施工等共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して履行する。

ただし、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当する場合は、次の議会に提出し、議会の議決を得たとき成立するものとする。議会の議決を得られないとき、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責は負わないものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日
 発注者 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1
 三股町長 木佐貫 辰生 印

受注者 △△共同企業体
 （統括事業者）所 在 地
 商号又は名称
 代表者氏名 印

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、設計図書(事業実施及び事業者募集等に関する方針、要求水準書、図面、企画提案書、質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約及び設計図書を内容とする業務の委託又は請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）をこの契約に記載の事業期間内に完了し、この契約目的物（以下、この契約に従い作成された設計業務に関する成果物を「設計成果物」といい、この契約に従った工事を実施した建築物その他これに関連する附帯施設のことを「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 受注者は、この契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合は、発注者の指示に従い、適切な管理を行うものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の統括事業者に対して行うものとし、発注者が当該統括事業者に対して行ったこの契約に基づく全ての

行為は、当該企業体の全ての構成事業者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該統括事業者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第 2 条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

- 第 3 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 5 項において「保証の額」という。)は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 81 条第 3 項各

号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)又は工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第31条第2項の規定による検査に合格したもの及び第42条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第5条 設計業務及び工事監理業務の受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 設計業務及び工事監理業務の受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 設計業務及び工事監理業務の受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、設計業務及び工事監理業務の受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商

号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 5 施工業務の受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾(請負を除く。)を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法、工事材料または施工方法(以下本条において「履行方法等」という。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査職員または監督員）

- 第7条 発注者は、調査職員又は監督員(以下「調査職員等」という。)を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員等を変更したときも同様とする。
- 2 調査職員等は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員等に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者または現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者または現場代理人との協議
 - (4) 調査職員においては、業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - (5) 監督員においては、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(6) 監督員においては、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

- 3 発注者は、2名以上の調査職員等を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員等の有する権限の内容を、調査職員等にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員等の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が調査職員等を置いたときは、この契約に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員等を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員等に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が調査職員等を置かないときは、この契約に定める調査職員等の権限は、発注者に帰属する。

(履行報告)

第8条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

[設計業務]

(設計業務計画書等の提出)

- 第9条 受注者は、この契約締結後、速やかに、工程表、業務体制、進捗管理の方法等を記載した設計業務計画書(以下「業務計画書等」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書等を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約の他の条項の規定により、この契約が定める事業期間のうちの設計期間(以下「設計期間」という。)又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 設計業務計画書等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(著作権の譲渡等)

第10条 受注者は、設計成果物(第26条第1項の規定により読み替えて準用される第19条に規定する指定

部分に係る設計成果物及び第26条第2項の規定により読み替えて準用される第19条に規定する引渡部分に係る設計成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしなくにかかわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、設計成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしなくにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用し、又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
- 8 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその損害を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(管理技術者)

第11条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したとき

も、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計費の変更、設計期間の変更、設計費の請求及び受領、第15条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

- 第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

- 第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

- 第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

- 第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（貸与品等）

- 第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡

しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を町に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

- 第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

- 第18条 受注者は、設計図書又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、設計期間又は設計費を変更しなければならない。

（検査及び引渡し）

- 第19条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計費の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（工事費内訳書）

- 第20条 受注者は、設計成果物の引渡しと同時に、設計

成果物、設計図書に基づいて工事費内訳書（以下「内訳書」）を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 この契約の他の条項の規定により設計図書が変更されたことにより、内訳書を変更する必要がある場合、受注者は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の内訳書を、発注者に提出し、変更内容について発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。ただし、出来形部分に係る工事費の部分払金額を算定する場合、部分引渡しに係る工事費の額を算定する場合、この契約に基づき受注者から引渡しを受ける出来形部分の工事費を決定する場合、及び設計変更により工事費の変更を要する場合においては、内訳書の内容に基づくものとする。

（設計費の支払）

第21条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、設計費の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第22条 発注者は、第19条第3項若しくは第4項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第23条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）契約書記載の設計完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計費の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計費が著しく増額された場合においては、その増額後の設計費の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、設計費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計費の10分の5

を超えるときは、受注者は、設計費が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計費が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第24条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、設計費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない設計期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第25条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分引渡し）

第26条 成果物について、町が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第19条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「設計成果物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物」と、同条第4項及び第21条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と、読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、設計成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第19条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「設計成果物」とあるのは「引渡部分に係る設計成果物」と、同条第4項及び第21条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第21条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る設計費は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する設計

費」及び第2号中「引渡部分に相応する設計費」は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第21条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る設計費

指定部分に相応する設計費×

(1－前払金の額/設計費)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る設計費

引渡部分に相応する設計費×

(1－前払金の額/設計費)

(2年度以上にわたる契約の特則)

第26条の2 2年度以上にわたる契約において、各会計年度における設計費の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）を別途定めるものとする。

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、別途定めるものとする。

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(2年度以上にわたる契約の前金払の特則)

第26条の3 2年度以上にわたる契約の前金払については、第23条中「契約書記載の設計完了の時期」とあるのは「契約書記載の設計完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第24条中「設計費」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第23条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第23条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末設計費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第23条第1項の規定にかかわらず、受注者は、設計費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末設計費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第24条第3項の規定を読み替えて準用する。

[建設業務]

(関連工事の調整)

第27条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(建設業務計画書等の提出)

第28条 受注者は、この契約締結後速やかに、設計図書及び設計成果物に基づいて工程表、業務体制、進捗管理の方法等を記載した建設業務計画書（以下「建設業務計画書等」という。）作成し、発注者に提出しなければならない。

2 建設業務計画書等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第29条 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)、又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事費の変更、工期の変更、工事費の請求及び受領、第30条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとする

るものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者または主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第 30 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第 31 条 工事材料の品質については、設計図書及び設計成果物に定めるところによる。設計図書及び設計成果物にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書及び設計成果物において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第 32 条 受注者は、設計図書又は設計成果物において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書又は設計成果物において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書又は設計成果物において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書又は設計成果物に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
 - 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合においては、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 33 条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書又は設計成果物に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書及び設計成果物の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書又は設計成果物に定めるところにより、工事の完成、設計図書又は設計成果物の変更等

によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書又は設計成果物に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第 34 条 発注者は、工事用地その他設計図書及び設計成果物において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書又は設計成果物に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書又は設計成果物の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第 35 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書又は設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造

を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第 31 条第 2 項又は第 32 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（検査及び引渡し）

- 第 36 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書及び設計成果物に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを工事費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（工事費の支払）

- 第 37 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、工事費の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に工事費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

- 第 38 条 発注者は、第 36 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第 39 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、工事費の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求できる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受

けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後その結果を受注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、工事費が著しく増額された場合においては、その増額後の工事費の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第41条まで、第45条、第46条及び第80条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、工事費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の工事費の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）を超えるときは、受注者は、工事費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、工事費が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、じゅん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第40条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、工事費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第41条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

- 第42条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第31条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書又は設計成果物で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する工事費相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書又は設計成果物に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において

は、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の工事費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第 1 項の工事費相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} + \text{中間前払金額} / \text{工事費})$

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「工事費相当額」とあるのは「工事費相当額から既に部分払の対象となった工事費相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 43 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 36 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 37 条中「工事費」とあるのは「部分引渡しに係る工事費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 37 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る工事費の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する工事費の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 37 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る工事費の額 $=$ 指定部分に相応する工事費 $\times (1 - \text{前払金額} + \text{中間前払金額} / \text{工事費})$

（2年度以上にわたる契約の特則）

第 44 条 2 年度以上にわたる契約において、各会計年度における工事費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、別途定めるものとする。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別途定めるものとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（2年度以上にわたる契約の前金払の特則）

第 45 条 2 年度以上にわたる契約の前金払については、第 39 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 40 条中「工事費」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 42 条第 1 項の工事費相当額（以下本条及び次条において「工事費相当額」という。）前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書又は設計成果物に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 39 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書又は設計成果物に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ $\quad$ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第 39 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、受注者は、工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 40 条第 3 項の規定を準用する。

（2年度以上にわたる契約の部分払の特則）

第46条 2年度以上にわたる契約において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下本条及び第56条において「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第42条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 工事費相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ {工事費相当額 $-$ （前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）} $\times$ 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、別途定めるものとする。

【工事監理業務】

（工事監理業務計画書）

第47条 受注者は、受注者は、この契約締結後、速やかに、設計図書及び設計成果物に基づいて工程表、業務体制、進捗管理の方法等を記載した工事監理業務計画書（以下「工事監理業務計画書等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務契約書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により工事監理期間又は設計図書又は設計成果物が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

2 工事監理業務計画書等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（管理技術者）

第48条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。

3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理費の変更、工事監理期間の変更、工事監理費の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第49条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（貸与品等）

第50条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書または設計成果物に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書又は設計成果物と業務内容が一致しない場合の履行責任）

- 第51条 受注者は、業務の内容が設計成果物又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工事監理期間若しくは工事監理費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（検査及び引渡し）

- 第52条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書及び設計成果物に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを工事監理費の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（工事監理費の支払い）

- 第53条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、工事監理費の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に工事監理費を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

- 第54条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する工事監理費相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事監理期間中3回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書又は設計成果物に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の工事監理費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の工事監理費相当額} \times (9/10)$$
 - 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「工事監理費相当額」とあるのは「工事監理

費相当額から既に部分払の対象となった工事監理費相当額を控除した額」とするものとする。

（2年度以上にわたる契約の特則）

第 55 条 2 年度以上にわたる契約において、各会計年度における工事監理費の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、別途定めるものとする。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別途定めるものとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（2年度以上にわたる契約の部分払の特則）

第 56 条 2 年度以上にわたる契約において、前会計年度末における工事監理費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、別途定めるものとする。

〔契約条件の変更等〕

（条件変更等）

第 57 条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに調査職員等に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書又は設計成果物に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書又は設計成果物の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書又は設計成果物に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書又は設計成果物で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 調査職員等は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書又は設計成果物の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、設計図書又は設計成果物を訂正する必要があるもの 発注者と設計業務受注者とが協議して発注者が行う。

- (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書又は設計成果物を変更する場合で契約目的物の変更を伴うもの 発注者と設計業務受注者とが協議して発注者が行う。

- (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書又は設計成果物を変更する場合で契約目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書又は設計成果物の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 58 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 59 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができない又は工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）又は法令の改正であって受注者の責めに帰すことができないものにより契約目的物に損害を生じ若しくは作業現場又は工事現場の状態が変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件業務の全部又は一部の施工を一時中止させるなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件業務の中止内容を受注者に通知して、本件業務の全部又は一部の遂行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により本件業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間、若しくは契約金額を変更し、又は受注者が本件業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による事業期間の延長）

第 60 条 受注者は、天候の不良、第 27 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に本件業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による事業期間の短縮等）

第 61 条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業期間の変更方法）

第 62 条 事業期間の変更については、発注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 60 条の場合にあっては、発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第 63 条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく工事費の変更）

第 64 条 発注者又は建設業務の受注者は、施工期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は建設業務の受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（工事費から当該請求時の出来形部分に相応する工事費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のう

ち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と建設業務の受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、当該受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により工事費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく工事費変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったときは、発注者又は建設業務の受注者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となったときは、発注者又は建設業務の受注者は、前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、工事費の変更額については、発注者と建設業務の受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、当該受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が建設業務の受注者の意見を聴いて定め、当該受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、当該受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第65条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ調査職員等の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を調査職員等に直ちに通知しなければならない。

- 3 調査職員等は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第66条 契約目的物の引渡し前に、契約目的物又は工事材料について生じた損害その他本件業務に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第68条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第86条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第67条 本件業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第86条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

- 第68条 契約目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者とが双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により設計業務における試験等へ供される業務の出来形部分（以下本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、工事目的物、仮設物又は工事等作業

現場に搬入済みの調査機械器具若しくは工事材料や建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 86 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事等作業現場に搬入済みの調査機械器具若しくは工事材料や建設機械器具であって第 31 条第 2 項、第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 42 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の本件業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害を取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 業務の出来形部分又は工事目的物に関する損害
損害を受けた業務の出来形部分又は工事目的物に相応する設計費又は工事費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は調査機械器具若しくは建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具若しくは建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における契約目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、

かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書又は設計成果物の変更)

- 第 69 条 発注者は、この契約の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書又は設計成果物を変更することができる。この場合において、設計図書又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(第三者による代理受領)

- 第 70 条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対してこの契約における前金払及び中間前金払並びに部分払を含む支払に関する規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第 71 条 受注者は、発注者がこの契約における前金払及び中間前金払並びに部分払を含む支払に関する規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の

全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 72 条 発注者は、引き渡された契約目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

〔契約の解除〕

（発注者の任意解除権）

第 73 条 発注者は、本件業務が完了するまでの間は、次条又は第 75 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 74 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎてても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により各事業期間内に完成しないとき又は各事業期間経過後相当の期間内に各業務を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) この契約に規定する必要な技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 72 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 75 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物又は業務を完成又は完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約目的物の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第 77 条又は第 78 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本店の委任を受けて常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 再委託契約又は下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (12) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (13) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであ

り、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (14) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 76 条 第 74 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 77 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 78 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 58 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 59 条の規定による業務の中止期間が各事業期間の 10 分の 5（各事業期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 79 条 前 2 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前 2 条の規定による契約を解除することができない。

（解除の効果）

第 80 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、この契約に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前又は工事の完成前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（この契約の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を発注者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 81 条 この契約が業務完了前又は工事完成前に解除された場合において、この契約の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の既履行部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 74 条、若しくは第 75 条の規定によるとき又は解除が次条第 3 項に該当するときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 73 条、第 77 条又は第 78 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が業務完了前又は工事完成前に解除された場合において、貸与品等又は支給材料があるときは、前条第 2 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品等又は当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納

め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務完了前又は工事完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第74条、若しくは第75条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときは発注者が定め、第73条、第77条又は第78条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 業務完了後又は工事完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

【賠償等】

（発注者の損害賠償請求等）

第82条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に本件業務を完了することができないとき。
- (2) この契約目的物に契約不適合又は債務不履行があるとき。
- (3) 第74条又は第75条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第74条又は第75条の規定により本件業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 本件業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第75条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による損害賠償の予約）

第 83 条 受注者は、第 75 条第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を支払わなければならない。本件業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、受注者が既に解散しているときは、発注者は、受注者の統括事業者であった者又は構成事業者であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の統括事業者であった者又は構成事業者であった者は、共同連帯して同項の額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 84 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 77 条又は第 78 条の規定により契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 この契約の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求するものとする。

（契約不適合責任期間等）

第 85 条 発注者は、引き渡された契約目的物に関し、この契約における検査及び部分引渡し（部分引渡しにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちに

その履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過するまでに前項の規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合期間については適用しない。
- 8 発注者は、契約目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された契約目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等及び支給材料の性質により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、発注者の指示又は貸与品等及び支給材料の性質が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

〔その他〕

（保険等）

第 86 条 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準ずるも

のを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第 87 条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、設計業務又は工事監理業務において、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。建設業務においては、建設業法による宮崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、現場代理人の職務の執行に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、この契約における管理技術者等又は工事関係者に関する措置請求の規定により受注者若しくは発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに当該規定の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第 88 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合

意書に基づき、調定人又は審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（契約の費用）

- 第 89 条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補則）

- 第 90 条 この契約に定めのない事項については、三股町財務規則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 8 号）及び三股町工事請負契約約款（平成 8 年 4 月 1 日告示第 13 号）並びに三股町土木設計業務等委託契約約款（平成 9 年 12 月 18 日告示第 37 号）に定めるところによるものとし、これらに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。